

森林整備事業入札参加資格業者審査会規程

(目的)

第1条 この規程は、入札参加者の資格審査を厳正かつ適正に行うため、大阪府森林整備事業入札参加資格業者審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(所管事務)

第2条 審査会は、森林整備事業の入札参加資格の審査として以下の事務を所管する。

1. 業者の適格性の判定及び有資格者の決定
2. 入札参加資格の取り消し

(審査会の組織等)

第3条 審査会に会長及び副会長を置き、その組織は、以下に掲げる者をもって充てる。

1. 会長 みどり推進室長
2. 副会長 森づくり課長
3. 委員 環境農林水産総務課契約・金融補佐、森づくり課参事、森林整備補佐、森林支援補佐、総括補佐

2 会長は、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第4条 審査会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。

4 会長は、審査会を招集できない場合は、各委員に議事を回付し可否を伺うことで議決に代えることができる。

(事務局)

第5条 審査会の事務局は、みどり推進室 森づくり課森林整備グループに置く。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成24年3月5日から施行する。

この規程は、平成24年6月4日から施行する。

この規定は、平成26年4月22日から施行する。

この規定は、平成27年4月7日から施行する。

この規定は、令和5年4月3日から施行する。